

# 熊本県公報

第 1 2 0 4 6 号  
平成 23 年 9 月 20 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( " ) 1
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (竜北町加入区)  
…………… (団体支援課) 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧 (有明町加入区)  
…………… ( " ) 2
- 熊本県主任介護支援専門員研修実施機関の指定  
…………… (認知症対策・地域ケア推進課) 2
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 2
- 定数漁業の許可申請期間の公示…………… (水産振興課) 3

### 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意  
見…………… (商工振興金融課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… ( " ) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… ( " ) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示…………… ( " ) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者  
に係る当該通知の掲示…………… ( " ) 5
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… ( " ) 6

### 登 載 依 頼

- 第 2 回熊本県行政文書等管理委員会の開催  
…………… (熊本県行政文書等管理委員会) 7
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (熊本県環境審議会) 7

## 告 示

**熊本県告示第 9 3 8 号**  
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サ  
ービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
平成 2 3 年 9 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター アゼリア 人吉市蟹作町 3 6 9 0 番地	社会福祉法人回生会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日

**熊本県告示第 9 3 9 号**  
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防  
サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。  
平成 2 3 年 9 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター アゼリア	社会福祉法人回生会	平成 2 3 年 9 月 1 2 日

人吉市蟹作町3690番地

熊本県告示第940号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の名 称  
竜北町加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
八代郡氷川町鹿野618番地 俵 新一  
八代郡氷川町網道1464番地 松浦 健次郎  
八代郡氷川町鹿野1189番地 元田 保
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
竜北漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成23年9月20日から平成23年10月4日まで
- 5 縦覧場所  
竜北漁業協同組合

熊本県告示第941号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の名 称  
有明町加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
天草市有明町上津浦1068番地 川田 安次郎  
天草市有明町赤崎407番地 黒木 安  
天草市有明町大浦1625番地 津崎 輝久
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
有明町漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成23年9月20日から平成23年10月4日まで
- 5 縦覧場所  
有明町漁業協同組合

熊本県告示第942号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により熊本県主任介護支援専門員研修を行う者を次のとおり指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の10第3項の規定により公示する。

平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

指定研修実施機関の名称及び所在地	研修の名称	指定年月日
熊本県介護支援専門員協会 熊本市南熊本3丁目14-138 くまもとインキュベータ201 株式会社キューイシステム内	熊本県主任介護支援専門員研修	平成23年9月1日

熊本県告示第943号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日

玉名郡玉東町木葉75 9番地	玉東町 玉東町長 前田移津行	平成23年9月12日
玉名郡和水町江田38 86番地	和水町 和水町長 坂梨豊昭	平成23年9月12日
葦北郡芦北町大字芦北 2015番地	芦北町 芦北町長 竹崎一成	平成23年9月12日
上益城郡益城町宮園7 15-1	益城町商工会 会長 住永金司	平成23年9月12日

**熊本県告示第944号**

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項及び同規則第21条第3項において準用する同規則第8条第2項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第8条第3項及び同規則第21条第3項において準用する同規則8条第3項の規定により公示する。  
平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	大目流し網漁業	熊本有明海
流し網漁業	小目流し網漁業	不知火海
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海

- 2 申請期間

平成23年9月20日から平成23年9月27日まで

**公 告**

**熊本県公告第477号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により平成23年3月18日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。  
平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロックタウン西熊本【B区画】  
熊本市島町三丁目7-2ほか

- 2 熊本市の意見の概要

熊本県生活環境の保全等に関する条例第43条に基づき騒音規制基準を遵守すること。

- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課  
平成23年9月20日から平成23年10月20日まで

**熊本県公告第478号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー宇土店  
宇土市善道寺町字綾織59番1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コメリ 代表取締役社長 捧雄一郎	新潟市南区清水4501番地1

- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年5月1日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
8,935平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - No.1 建物西側 168台
    - No.2 建物敷地西側 371台 合計539台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物西側 22台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物北側 104平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内北側 54立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 駐車場No.2の西側及び南側並びに従業員駐車場西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日  
平成23年8月31日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務部総務振興課  
平成23年9月20日から平成24年1月20日まで

熊本県公告第479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス松島店  
上天草市松島町合津7915番6
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年2月25日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,635平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物南側 64台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - No.1 建物南側 7台
    - No.2 建物敷地南側 13台 合計20台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南東側 45平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内南東側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 建物敷地南側及び東側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 7 届出年月日

平成23年8月31日  
 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び天草地域振興局総務部総務振興課  
 平成23年9月20日から平成24年1月20日まで

**熊本県公告第480号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
 犬童 來乙、橋本 安市、山本 富三郎、橋詰 タツノ、田代 国太郎、橋本 道昭、大岩 宇藏、大岩 泰藏、仮屋 本藏、吉村 忠吉、川内 與市、川内 久平、永椎 武弘、永椎 甚作、堤 喜平、堤 栄藏、堤 豊吉、内谷 又藏、内谷 袈藏、日當 平藏、小野 袈平、本村 涉、小牧 正道、尾方 典雄、園田 保好、大槻 輝義、大岩 堅、大岩 弥市、大岩 頼綱、大岩 村藏、大瀬 常次、大瀬 愛藏、大瀬 辰平、大瀬 喜藏、大瀬 大瀬 二作、大瀬 八百藏、大瀬 七郎、大瀬 林平、大瀬 直平、大瀬 久米藏、大瀬 金藏、鎌瀧 繁平、愛甲 甚六、愛甲 鉄弥、大瀬 常作、大瀬 土弥、大瀬 五郎平、大瀬 實弥、川口 文作、大瀬 仙七、大瀬 伊作、大瀬 伴作、水篠 源藏、水篠 久七、水篠 仁七、水篠 倉藏、水篠 直七、水篠 大槻 義光、糸原 正雄、中村 正晴、中村 美春、田中 ユキ子、田中 親、大槻 學、愛甲 重信、岡田 建郎、伊高 初一、田嶋 五生、西 ハルエ、合谷 和晃
- 2 通知の趣旨  
 (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年7月6日付け農林水産省告示第1268号による。

**熊本県公告第481号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
 池下 カネ、池下 岩吉、池下 初見、羽田 喜市、淋 亀次郎、淋 乙吉、池田 伊重雄、松江 松吉、田代 義行、野々原 佐市、友尻 久米藏、中園 龍吉、板崎 登芽藏、大坂間 實、池下 チヨカ、池下 日支男、吉田 亮、木村 茂高、川上 順子、吉川 由美、荒木 ユキエ、谷村 正盛、桑原 達郎、岡田 建郎、川野 トシ、改世 新太郎、宮嶋 利治、鶴口 光志、吉武 千代子、大坂間 キヨ子、長野 スミ
- 2 通知の趣旨  
 (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。  
 (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年7月6日付け農林水産省告示第1267号による。

**熊本県公告第482号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を球磨村役場に掲示する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名  
 平川 兼廣、平井 博英、小川 祐路、池下 岩吉、池下 カネ、松本 留藏、黄檗 富藏、遠原 光男、犬童 三平、遠原 国男、遠原 ハル、遠原 ミツエ、遠原 亥之藏、遠原 満、池田 タマノ、吉村 恒三郎、吉田 亮、蔵谷 成行、楠本 僧、橋本 道昭、大槻 作太郎、川島 國平、川島 直平、川島 植藏、川島 徳藏、川島 兼藏、川島 彦七、川島 太七、川島 佐市、川島 二八、大槻 二八、川島 吉藏、川島 市藏、川島 鉄平、川島 勝藏、宮崎 嘉藏、川島 久平、川島 傳七、宮崎 嘉三、市島 嘉藏、蔵谷 袈男、川島 久藏、坂口 伊藏、坂口 兼藏、多武 文藏、多武 藤平、多武 勇藏、多武 栄次郎、多武 丈作、多武 善四郎、大槻 伊太郎、大槻 秀吉、大槻 男藏、大槻 力藏、大槻 幸作、大槻 芳平、大槻 新藏、大槻 知太郎、大槻 五郎、多武 熊藏、多武 忠藏、多武 八百藏、多武 ナツエ、多武

喜太郎、多武正人、多武長一郎、山本豊市、満生サチエ、倉本保、大槻學、  
 川内シヅ子、藏谷ヨシエ、藏谷昇、藏谷政一、藏谷茂弘、横井隆雄、園田ハルエ、大槻勝章、  
 谷マチ子、坂口哲彦、坂口マチ子、坂口正信、藏谷辰雄、横井隆、大槻清、大槻甚一、大槻作、  
 義範、坂口横井正治、横井高德、横井繁男、大槻隆、大槻清、大槻甚一、大槻作、  
 横井忠男、大槻満、園田保好、大槻義雄、大岩堅、川島伸夫、川島芳太郎、川島甚作、  
 武男、大槻幸作、大槻義雄、大岩堅、川島伸夫、川島芳太郎、川島甚作、  
 甚一、大槻幸作、大槻義雄、大岩堅、川島伸夫、川島芳太郎、川島甚作、  
 川島仙蔵、宮崎倉平、立野本藏、立野ユキ子、田中岩太郎、田中親、山口義男、  
 マヨ、立野慶蔵、境目餘年、田中ユキ子、田中岩太郎、田中親、山口義男、  
 大槻学、松谷袈平、板崎キノ、久保田三峯、松山敏幸、岡田建幸、園田道行、保野郎、  
 大恵子、浦川朋子、遠原たま子、眞鍋三郎、大正俊、大槻隆、眞鍋道行、保野郎、  
 好、田嶋五生、中野茂、宗教法人聖正教、時田正俊、大槻隆、眞鍋道行、保野郎、  
 島龍彦、山田壽夫、原静代、岩村等、山本ヨシエ、井手口泰、小川三郎、  
 西村隆幸、西江安代、白石幸夫、藏谷純夫、藏谷千恵、坂崎勉、内田フ  
 ミ子、松谷豊、大槻輝義、大槻ハツ子、大槻輝

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年6月28日付け農林水産省告示第1221号による。

熊本県公告第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市野々島字中野4393番208  
 331.02平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 合志市須屋1593番3  
 吉田 慎太郎

熊本県公告第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市幾久富字池尻1830番1及び同1833番1の一部  
 2,514.79平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 合志市豊岡2224番地7  
 米澤 健一

熊本県公告第485号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字久保田字下原2733番5の一部  
 138.46平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 熊本市流通団地一丁目64番地  
 株式会社 西本真生堂

熊本県公告第486号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
 平成23年9月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市豊岡字須屋久保1900番7の一部

- 4, 998.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市長嶺南八丁目8番55号  
株式会社 アネシス

**登載依頼****熊本県行政文書等管理委員会公告第2号**

第2回熊本県行政文書等管理委員会を次のとおり開催する。  
平成23年9月20日

熊本県行政文書等管理委員会 会長 米澤 和彦

- 1 日時 平成23年9月21日（水）午後1時から（予定）
- 2 会場 天草市立天草アーカイブズ 天草市五和町御領2943
- 3 議事
  - (1) 「行政文書の作成・分類・保存及び保存期間満了時の措置の基準」及び「歴史公文書の選別基準」について
  - (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満了した時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
  - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

**熊本県環境審議会水保全部会公告第4号**

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成23年9月20日

熊本県環境審議会水保全部会  
部会長 嶋田 純

- 1 開催日時  
平成23年9月29日（木）  
午後2時半から4時半まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ「ひばり」
- 3 議題  
熊本県地下水保全条例の改正について
- 4 傍聴者の定員  
10名
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県環境審議会水保全部会事務局  
（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課地下水企画班）  
（電話096-333-2272）